

平成21年度大阪市認知症高齢者支援の取り組み

平成21年9月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

平成 21 年度 大阪市認知症高齢者支援の取組み

～地域における医療と介護の連携を中心として～

1 認知症高齢者支援ネットワーク事業（区社協委託）

平成 20 年度に認知症高齢者支援ネットワークモデル事業を実施した 3 区（中央区・東淀川区・城東区）での成果を踏まえ、新たな 5 区（北区・此花区・天王寺区・東成区・東住吉区）において、各地区医師会等の協力を得て、かかりつけ医と地域包括支援センターの具体的な連携方策を検討・実施しながら、これを核とした認知症高齢者支援ネットワークづくりを目指す。

2 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業等（大阪府医師会委託）

上記ネットワーク事業と併せて、当該 5 区において、かかりつけ医の認知症対策への積極的参画と関係機関連携への意識強化を図り、より効果的な事業運営を行うとともに、認知症の早期発見・早期対応の支援体制の構築を目指す。

* 認知症サポート医養成研修（大阪府医師会の推薦により市が派遣）

平成 21 年度も引き続き、認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役割を担う「認知症サポート医」3 名の養成を行う。

3 認知症地域ケア多職種共同研修事業（地区医師会・区社協委託）

平成 20 年度に認知症高齢者支援ネットワークモデル事業を実施した 3 区（中央区・東淀川区・城東区）においてその成果を活かしつつ、地域における認知症対策についての意識の向上と共通理解を更に図るため、医療や介護の専門家などの認知症支援に携わる専門職及び地域の高齢者支援に携わる住民組織・関係者等多職種への研修を実施する。

4 認知症対策連携強化事業（市社協委託）

認知症の専門的医療の提供体制を構築するため、認知症疾患医療センターが 3 施設（大阪市立弘済院附属病院、はくとクリニック病院、大阪市立大学医学部附属病院）指定されたことに伴い、これに対応して東淀川区、城東区、阿倍野区の 3 地域包括支援センターに認知症連携担当者と嘱託医（認知症サポート医）を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。

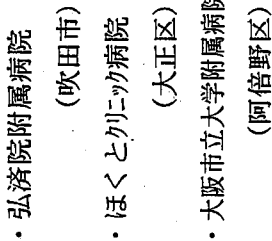
5 認知症対策普及・相談・支援事業（市）

認知症の方やその家族の方が抱えている悩みや不安について、認知症介護の経験者が対応し、精神的な負担をできる限り軽くできるよう相談に応じる「認知症支え合いコールセンター」を開設。

相談電話番号：06-6871-8277

（月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時 祝日・年末年始を除く）

認知症患者医療センターの「連携担当」と地域包括支援センターの「認知症連携担当者」が連携し、切れ目のない医療と介護のサービスを提供するとともに、地域ケアに対する専門的な支援を実施



・専門医療へのつなぎ
・情報提供

- ・介護認定相談
- ・介護へのつなぎ
- ・情報提供(定期的(毎週))

(相談・援助)

對高齡者權利擁護虛待



医けつりか



介護サービス

(連携)

市内の他の地域包括支援センター—

地域包括支援センター

囑託医 **認知症連携担当者**

サポート医)

【業務内容】

- ・認知症疾患医療センターとの相談・連絡
- ・権利擁護の専門家等との相談・連絡
- ・他の地域包括支援センターへの専門的な認知症ケア相談、定期的な巡回相談、具体的な援助等

- ・専門的アドバイス
- ・巡回相談
- ・専門医療の紹介等

・認知症ケア相談
・専門医療相談
・権利擁護相談
等

北エリア

(北・都島・福島・此花・
西淀川・淀川・東淀川・旭)

東淀川区地域
包括支援センター

中央エリア

(中央·西·港·大正·天王)

浪速・東成・生野・城東・鶴見

城東区地域

包括支援センター

南エリア

(阿倍野・住之江・住吉
東住吉・平野・西成)

阿倍野区域

包括支援センター

平成21年度評価のしくみ運用の進捗状況について

平成21年9月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

平成 21 年度評価のしくみ運用の進捗状況について

◆ 『平成 21 年度 事業説明会』の開催（平成 21 年 3 月 25 日・26 日）

新年度の事業とともに新たに導入する評価のしくみについて、地域包括支援センター及びブランチ職員を対象に説明会を実施し、円滑な導入を図る

◆ 平成 21 年度 第 1 回 区地域包括支援センター運営協議会の開催

6 月～7 月にかけて開催し、多くの区地域包括支援センター運営協議会において評価のしくみ導入について説明

◆ 全地域包括支援センターの実態確認実施

8 月末～9 月初旬にかけて、健康福祉局 高齢福祉担当の課長級・係長級職員 2 名体制で、全 27 地域包括支援センターを訪問し、実態確認要領に基づき、必要基準を満たしているか否かについて確認

【実態確認結果概要】

* 「緊急時の体制整備」「個人情報の保護」については、全ての地域包括支援センターで必要基準を満たす取組みがなされていたが、「苦情解決体制の整備」については、その主旨を踏まえた適切な運用がなされていないセンターがあり、改善に向け指導を行った。

◆ 全ブランチの実態確認

9 月中に圏域内の全ブランチを地域包括支援センター職員複数体制で訪問し、実態確認要領に基づき、必要基準を満たしているか否かについて確認

～今後の予定～

○ 各区地域包括支援センター運営協議会の開催

概ね 11 月中に、全区において地域包括支援センター運営協議会を開催し、区レベルで新たな評価のしくみに照らした各地域包括支援センター及びブランチの上半期実績にかかる評価について審議を行う

○ 大阪市地域包括支援センター運営協議会・評価部会の開催

12 月中に、区地域包括支援センター運営協議会の審議結果を踏まえて、評価部会及び大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催し、評価結果の審議を行う

○ 大阪市ホームページで評価結果公表

平成 21 年度末までに、大阪市地域包括支援センター運営協議会の審議結果を踏まえ、大阪市ホームページで評価結果を公表する

